

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業</u>、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>様式第1号</p> <p>保有個人情報開示請求書</p> <p>[別紙参照]</p> <p>様式第2号</p> <p>保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)</p> <p>[別紙参照]</p> <p>様式第3号</p> <p>保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)</p> <p>[別紙参照]</p>	<p>本則</p> <p>第5章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ト 独立行政法人等、<u>地方公共団体が経営する企業</u>又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>様式第1号</p> <p>保有個人情報開示請求書</p> <p>[別紙参照]</p> <p>様式第2号</p> <p>保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)</p> <p>[別紙参照]</p> <p>様式第3号</p> <p>保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)</p> <p>[別紙参照]</p>	

<p>様式第 13 号 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 15 号 保有個人情報訂正請求書 [別紙参照]</p> <p>様式第 16 号 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 17 号 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 25 号 保有個人情報利用停止請求書 [別紙参照]</p> <p>様式第 26 号 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 27 号 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]</p>	<p>様式第 13 号 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 15 号 保有個人情報訂正請求書 [別紙参照]</p> <p>様式第 16 号 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 17 号 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 25 号 保有個人情報利用停止請求書 [別紙参照]</p> <p>様式第 26 号 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知) [別紙参照]</p> <p>様式第 27 号 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]</p>	
--	--	--

附 則 (25 規程第 23 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

現行	改正案	備考																														
<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報開示請求書</p> <p>国立大学法人東京農工大学長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名： 住所又は居所： TEL</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 本人確認等</p>	<p>様式第1号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報開示請求書</p> <p>国立大学法人東京農工大学長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏 名： 住所又は居所： TEL</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (省略) (現行どおり)</p> <p>4 本人確認等</p>																															
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">ア 開示請求者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>本人</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>法定代理人</td> </tr> <tr> <td>イ 請求者本人確認書類</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>運転免許証</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>外国人登録証明書</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>住民基本台帳カード</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。</td> </tr> </table>	ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証		<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> その他 ( )			※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">ア 開示請求者</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>本人</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>法定代理人</td> </tr> <tr> <td>イ 請求者本人確認書類</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>運転免許証</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>健康保険被保険者証</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</td> </tr> </table>	ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証		<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)	<input type="checkbox"/> その他 ( )			※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人																														
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証																														
	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード																														
<input type="checkbox"/> その他 ( )																																
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。																																
ア 開示請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人																														
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証																														
	<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (住所記載のあるもの)																														
<input type="checkbox"/> その他 ( )																																
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。																																
<p>ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合のみ記載してください。)</p>	<p>ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合のみ記載してください。)</p>																															

①本人の状況  未成年者（年 月 日 生）  成年被  
後見人

②本人の氏名（ふりがな）  
\_\_\_\_\_

③本人の住所又は居所  
\_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出  
してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  そ  
の他（ ）

\*以下は、大学で記入・押印

（手数料受領 印）	（請求書受付 印）	備 考

（詳細は、裏面をご参照ください。）

様式第1号「保有個人情報開示請求書」裏面

1～4 （省略）

5 「本人確認等」

（1）窓口来所による開示請求の場合：本人確認のため、独立行政法  
人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に定め  
る運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民  
基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出し  
てください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な  
場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の＜  
本件お問合せ先＞にご相談ください。

①本人の状況  未成年者（年 月 日 生）  成年被  
後見人

②本人の氏名（ふりがな）  
\_\_\_\_\_

③本人の住所又は居所  
\_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出  
してください。

請求資格確認書類  戸籍謄本  登記事項証明書  そ  
の他（ ）

\*以下は、大学で記入・押印

（手数料受領 印）	（請求書受付 印）	備 考

（詳細は、裏面をご参照ください。）

様式第1号「保有個人情報開示請求書」裏面

1～4 （省略）（現行どおり）

5 「本人確認等」

（1）窓口来所による開示請求の場合：本人確認のため、独立行政法  
人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に定め  
る運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード又は特別永住  
者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）、住民基  
本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出して  
ください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場  
合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の＜本

<p>(2) 送付による開示請求の場合：上記1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>件お問い合わせ先&gt;にご相談ください。</p> <p>(2) 送付による開示請求の場合：上記1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。<u>住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。</u></p> <p>(3) (省略) (現行どおり)</p>	
---	--	--

<p>様式第 2 号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p>(開示請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)</p> <p>2 不開示とした部分及びその理由</p> <p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日</p>	<p>様式第 2 号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p>(開示請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 開示する保有個人情報 (全部開示・部分開示)</p> <p>2 不開示とした部分及びその理由</p> <p>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます (なお、決定があったことを知っ</p>	
--	--	--

<p>の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に<u>本学を被告として</u>処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）</p> <p>3～4 （省略）</p> <p>様式第2号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」裏面</p> <p>1～3 （省略）</p> <p><u>3</u> （省略）</p>	<p>た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に<u>国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に</u>処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>3～4 （省略）</p> <p>様式第2号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」裏面</p> <p>1～3 （省略）（現行どおり）</p> <p>4 （省略）（現行どおり）</p>	
---	---	--

様式第 3 号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

様式第 3 号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	



※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

様式第13号

農工大総第 号

平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定に基づき通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日か

様式第13号

農工大総第 号

平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定に基づき通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌

ら起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

<p>様式第 15 号</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報訂正請求書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国立大学法人東京農工大学長 殿</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 :</p> <p>住所又は居所 :</p> <p style="text-align: center;">TEL</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 28 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>訂正請求の趣旨及び理由</td> <td>(省略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 (省略)</td> </tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類  <input type="checkbox"/> 運転免許証    <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証    <input type="checkbox"/> <u>外国人登録証明書</u>  <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード</u>  <input type="checkbox"/> その他 (            )</td> </tr> </table>	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略)	訂正請求の趣旨及び理由	(省略)	1 (省略)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> <u>外国人登録証明書</u> <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード</u> <input type="checkbox"/> その他 (            )	<p>様式第 15 号</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報訂正請求書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>国立大学法人東京農工大学長 殿</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名 :</p> <p>住所又は居所 :</p> <p style="text-align: center;">TEL</p> <p>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 28 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日</td> <td>(省略) (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</td> <td>(省略) (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>訂正請求の趣旨及び理由</td> <td>(省略) (現行どおり)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">1 (省略) (現行どおり)</td> </tr> <tr> <td>2 請求者本人確認書類  <input type="checkbox"/> 運転免許証    <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証    <input type="checkbox"/> <u>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書</u>    <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u></td> </tr> </table>	訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(省略) (現行どおり)	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略) (現行どおり)	訂正請求の趣旨及び理由	(省略) (現行どおり)	1 (省略) (現行どおり)	2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> <u>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書</u> <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u>
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日																
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略)																
訂正請求の趣旨及び理由	(省略)																
1 (省略)																	
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> <u>外国人登録証明書</u> <input type="checkbox"/> <u>住民基本台帳カード</u> <input type="checkbox"/> その他 (            )																	
訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(省略) (現行どおり)																
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略) (現行どおり)																
訂正請求の趣旨及び理由	(省略) (現行どおり)																
1 (省略) (現行どおり)																	
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> <u>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書</u> <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u>																	

<p>※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。</p>	<p>□その他（ ）          ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し<u>等</u>を添付してください。</p>	
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略) (現行どおり)</p>	
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略) (現行どおり)</p>	
<p>様式第15号「保有個人情報訂正請求書」裏面</p>		
<p>1～5 (省略)</p>	<p>1～5 (省略) (現行どおり)</p>	
<p>6 本人確認書類等</p>	<p>6 本人確認書類等</p>	
<p>(1) 窓口来所による訂正請求の場合：本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の&lt;本件お問合せ先&gt;にご相談ください。</p>	<p>(1) 窓口来所による訂正請求の場合：本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の&lt;本件お問合せ先&gt;にご相談ください。</p>	
<p>(2) 送付による訂正請求の場合：上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。</p>	<p>(2) 送付による訂正請求の場合：上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。<u>住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。</u></p>	
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (省略) (現行どおり)</p>	

様式第16号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項  
の規定に基づき、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

様式第16号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項  
の規定に基づき、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

様式第17号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項  
の規定に基づき、訂正しない旨を決定したので、下記のとおり通知しま  
す。

記

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
訂正をしないこと とした理由	

様式第17号

農工大総第 号  
平成 年 月 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

平成 年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項  
の規定に基づき、訂正しない旨を決定したので、下記のとおり通知しま  
す。

記

訂正請求に係る保 有個人情報の名称 等	
訂正をしないこと とした理由	



※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

様式第 2 5 号

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

(ふりがな)

氏 名 :

住所又は居所 :

TEL

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 6 条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用の停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(省略)
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略)
利用停止請求の趣旨及び理由	(省略)

1 (省略)

様式第 2 5 号

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立大学法人東京農工大学長 殿

(ふりがな)

氏 名 :

住所又は居所 :

TEL

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 6 条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用の停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	(省略) (現行どおり)
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(省略) (現行どおり)
利用停止請求の趣旨及び理由	(省略) (現行どおり)

1 (省略) (現行どおり)

<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証    <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証    <input type="checkbox"/>外国人登録証明書</p> <p><input type="checkbox"/>住民基本台帳カード</p> <p><input type="checkbox"/>その他 (                    )</p> <p>※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。</p>	<p>2 請求者本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/>運転免許証    <input type="checkbox"/>健康保険被保険者証    <input type="checkbox"/>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書    <input type="checkbox"/>住民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u></p> <p><input type="checkbox"/>その他 (                    )</p> <p>※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。</p>	
<p>3 (省略)</p>	<p>3 (省略) (現行どおり)</p>	
<p>4 (省略)</p>	<p>4 (省略) (現行どおり)</p>	
<p>(詳細は、裏面をご参照ください。)</p> <p>様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-1</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-2</p> <p>6 本人確認書類等</p> <p>(1) 窓口来所による利用停止請求の場合：本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の&lt;本件お問合せ先&gt;にご相談ください。</p>	<p>(詳細は、裏面をご参照ください。)</p> <p>様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-1</p> <p>1～5 (省略) (現行どおり)</p> <p>様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-2</p> <p>6 本人確認書類等</p> <p>(1) 窓口来所による利用停止請求の場合：本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる外国人登録証明書)</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記</p>	

<p>(2) 送付による利用停止請求の場合：上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>の&lt;本件お問合せ先&gt;にご相談ください。</p> <p>(2) 送付による利用停止請求の場合：上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。<u>住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。</u></p> <p>(3) (省略) (現行どおり)</p>	
--	--	--

<p>様式第 2 6 号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p>(利用停止請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、利用停止することに決定したので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用停止請求に係る保有個人情報の名称等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用停止請求の趣旨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用停止決定をする内容及び理由</td> <td>(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)</td> </tr> </table>	利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		利用停止請求の趣旨		利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)	<p>様式第 2 6 号</p> <p style="text-align: right;">農工大総第 号 平成 年 月 日</p> <p>(利用停止請求者) 様</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学長 印</p> <p style="text-align: center;">保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、利用停止することに決定したので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">利用停止請求に係る保有個人情報の名称等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用停止請求の趣旨</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用停止決定をする内容及び理由</td> <td>(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)</td> </tr> </table>	利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		利用停止請求の趣旨		利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等													
利用停止請求の趣旨													
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)												
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等													
利用停止請求の趣旨													
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止決定の理由)												

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課（担当者名）

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

様式第 27 号

農工大総第 号

平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 39 条第 2 項の規定に基づき、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日か

様式第 27 号

農工大総第 号

平成 年 月 日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 39 条第 2 項の規定に基づき、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌

ら起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者氏名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

<本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者氏名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp